

# 広島県立文書館だより

第5号

1995年3月



## 「三八豪雪」時の救急患者空中輸送

昭和三十八年一月は記録的な大雪に見舞われ、県北地域では雪による家屋の倒壊、交通途絶など大きな被害を受けました。

上の写真は、雪に閉ざされた比婆郡高野町和南原地区で虫垂炎にかかった妊娠五か月の女性が、手術を受けるためヘリコプターで庄原赤十字病院に運ばれたときのものです。

このとき、高野町では積雪約三メートル、庄原とを結ぶ県道は全く途絶の状態で、救助要請を受けた病院では医師を急派、警察署のジープにより強行突破の上現地に到着、患者に対し救急処置を施したのち、櫓すゐにより四キロ離れた新市地区まで運び、そこからヘリコプターで庄原赤十字病院に収容し、無事手術にこぎつけることができました。

これらの写真は、庄原赤十字病院から県庁の医務課に報告した文書に添付されたものです。医務課では、この文書を「災害救助」というタイトルで保管していましたが、保存年限（五年）経過後、歴史的に価値のある文書として選別されたため、廃棄を免れ、その後文書館に引き継がれました。

（研究員 安藤福平）

## 全史料協第二〇回全国大会

全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）の全国大会が平成六年十月十九～二十一日に横浜市で開催されました。昭和五十一年二月山口県文書館で創立大会が開催されて以来、今回が二〇回目の記念大会でした。総会では、会務の多様化に対応するとともに、これまで特定の機関に大きな負担がかか



っていた会の事務をなるべく公平に分担するため、組織改正を行うことが提案され了承されました。これによってこれまでの運営委員会は廃止され、各種委員会を設置し、その長（役員があたる）の所属する機関が中心となつて事務処理に当たることになります。

今回の大会テーマは、「文書館制度の拡充をめざして—全史料協の活動と文書館振興への道—」が掲げられ、シンポジウム「文書館の原点」とフォーラム「全史料協の未来」が行われました。

シンポジウムでは、昭和六十三年の公文書館法施行以降、文書館をめぐる論議が「文書館の本質論を脇に置いたまま、施設・設備などハード面を優先する傾向なしとしない」という認識にたつて、文書館の機能や役割など基本的な事項について、すなわち、「何を、なぜ、誰のために、どのようにして残し、利用に供してゆくのか」ということを改めて確認すること、「文書館の原点」「文書館の思想」を話し合うことが課題とされ、パネラーや会場の間で活発な意見のやりとりがありました。基調報告では、「史料—『歴史的情報資源』—という社会的・公共的存在性を時空を越えての市民の利用に対して保証する」とこ

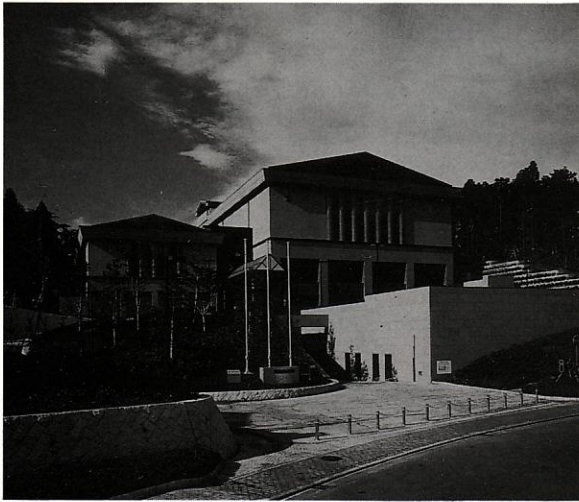
ろに史料保存利用の原点があり、「その原点をつきつめたところに文書館という制度がある。」という趣旨のことが述べられましたが、このことは、われわれが常に立ち返らなければならぬ点でありましょう。

全史料協は、現在一三五の機関会員と二一六人の個人会員によって構成されています。機関会員には、県立・市立などの文書館のほか自治体史編さん室、その他文書記録を所蔵する様々な機関（図書館・資料館・博物館など）が加入しており、数的には文書館は少数派です。全史料協は文書館協議会と自己規定して活動領域を限定することを許さない事情が、会員構成の上からいってもあるのです。フォーラム「全史料協の未来」で主として議論になったのは、この点をめぐってでした。会員構成の特徴を生かしながら、会規約にある「歴史資料の保存利用活動の振興に寄与する」という目的に向かってどう前進するのか、全史料協がその社会的使命を十全に果たすためには、つきつめて考えなければならぬと痛感しました。

（研究員 安藤福平）

## 〔他館紹介①〕 神奈川県立公文書館

神奈川県立公文書館の開館は、平成五年十一月のことである。開館の挨拶の中で、長洲一二神奈川県知事は次のように述べている。「過去を尊重しない風土に、未来への希望が芽吹くことはありません」、本館が「私たちの世代からの未来への贈り物」として大きく育つことを願ってやまない。知事のこの言葉に違わず、同公文書館は施設・職員数・業務のいずれの面でも非常に充実している。ここ



では、その一端を紹介しよう。

公文書館は横浜市の都心部から幾分離れているが、敷地面積は一万七〇〇〇平方メートルあり、建物の延床面積は八七〇〇平方メートル近くにもなる。吸塵クリーナーを始めとする、種々の最新の機器も入っている。四〇名の職員のうち、専門の常勤職員が一七名もいるのも、日本では他に類がない。

公文書館の業務（ソフト）の面でも、注目すべきものが少なくない。

閲覧室には資料検索用の端末が置かれ、利用者が任意の言葉（自然語）を入力すると、関係する収蔵資料の目録を直ちに呼び出すことができる。そのデータは、すでに一〇万件以上も入力されている。県立図書館ともオンラインで結び、資料の相互検索が可能。

歴史的公文書も、かなり整った規定に従って収集している。県の各機関が作成した公文書は、公安委員会を除いて、保存期間が満了すると、すべて公文書館に引き継がれる。本庁分・出先分を合わせると、その数は毎年一万箱以上になる。この膨大な量の公文書の評価・選別は、「部」ごとに、専門の職員が二から三名のチームを組んで行う。非常に細かな選別基準が作られている。本庁の一〇年及



公文書の荷解・選別室

び三〇年保存文書も、六年目には公文書館の中間保管庫に移される。県の各機関の公文書は、このように、神奈川の「歴史の証」として大切に保存される仕組みになっている。

民間の古文書も、市町村と協議のうえ、積極的に受け入れ、残すようにしている。古文書などの保存と利用は、新たに「神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会」を組織し、これと連携して活動している。

（研究員 松井輝昭）

〈古文書への招待〉  
ある投げ出し証文

近世の地方文書でよく見られるものの一つに「投出し証文」がある。なかでも年貢納入の期限が過ぎた年末に、貧しい農民が重い年



貢が納められないために、村へ財産を差し出した「投出し証文」が多く目につく。周知のように、年貢納入は村全体の連帯責任で納入しなければならなかったために、村は年貢未納者の財産を没収して処分し、残りを他の農民で負担して納めた。このような財産を投げ出して生活基盤を失った農民のことを「潰れ百姓」といい、またこのような農民は村から追放される場合もあったので、「追上げ百姓」とも呼ばれた。い

投出し証文之事

一家固屋并家族共 不<sub>レ</sub>残

田畠山林草山共 不<sub>レ</sub>残

頼母子質地 不<sub>レ</sub>残

右者私儀近年御年貢方大違不納仕依<sub>レ</sub>之  
段々御開約メ被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>仰、兎口申上分無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候  
奉<sub>レ</sub>恐入<sub>レ</sub>候、如何様ニ仕候而も、御上納方ハ普濟仕候様、種々  
と御教意被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>仰聞<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>之家督山林等充私  
仕候而茂、御上納方相動メ可<sub>レ</sub>申之所、素々困窮  
者ニ御座候得者、持分田畠山林等無<sub>レ</sub>数、其業相  
叶不<sub>レ</sub>申候ニ付、村方御支配御作法之通り、  
追上<sub>レ</sub>建<sub>二</sub>被<sub>二</sub>成遣<sub>一</sub>候外、致方無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候、此段年<sub>レ</sub>  
恐奉<sub>レ</sub>願上<sub>一</sub>候、然上ハ如何様ニ被<sub>二</sub>仰附<sub>一</sub>候共、此儀ニ  
付候而ハ、一言も申上分無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候、為<sub>レ</sub>其五人組中  
加印ヲ請<sub>レ</sub>投出証文之札、奉<sub>二</sub>差上<sub>一</sub>候所、依<sub>レ</sub>而  
如<sub>レ</sub>件

文政十年 丁亥極月十九日

本人京丸 〇

五人組合 〇

同 岩藏 〇

同 兵三郎 〇

同 久右衛門 〇

同 市郎次 〇

五人組頭 〇

組合長百姓 〇

京藏 〇

庄屋 林屋 殿

活基盤を失った農民のことを「潰れ百姓」といい、またこのような農民は村から追放される場合もあったので、「追上げ百姓」とも呼ばれた。い

しても皆済することは不可能なので、ついに「村方御支配御作法の通り、追上げ建てになし遣わされ候ほか、いたし方御座なく候」として財産のすべてを村方へ投げ出した「投出し証文」で、その中に、田畑山林・家・固(小)屋・頼母子質地があるのは理解できるが、「家族共残らず」も投げ出しているのが注目される。

投げ出された家族つまり妻や子供たちは、具体的にはどのような取り扱いを受けたのであろうか、それが気にかかる。

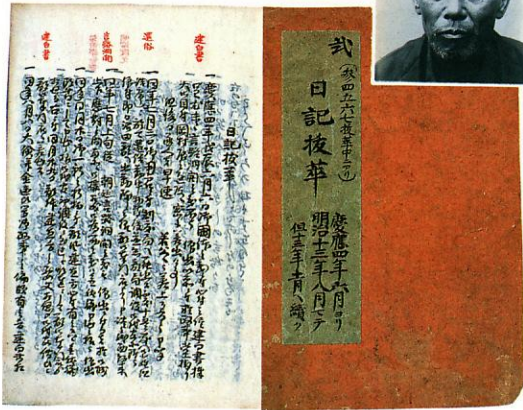
作十郎が滞納した年貢を完納するまでの人質とされたのであろうか。あるいは、村が作十郎を稼ぎに出し、その間の家族の扶養を村が引き受けたのであろうか。それとも村が妻子もどこかへ奉公に出して、その収入を村へ納めさせたのであろうか。いずれにしても、改めて江戸時代の農民の生活のきびしさに思いをいたす史料である。

(文書調査員 藤村耕市)

十二月十九日に備後国北部の三谿郡のある村に住む作十郎という農民が、年貢未納が重なり、もはやどのように

## 資料集の発刊について

県立文書館では、収蔵文書のうち広島県に  
関する興味深い史料を紹介し、研究に役立て  
ていただくために翻刻し、「広島県立文書館  
資料集」として刊行しています。今回、その  
第二集として、明治初年における広島文明  
開化や、さまざまな世相を窺い知ることがで  
きる広島心学者の日記、『宮本愚翁日記抜  
粹・恩ほうし』を発刊します。これは、平成  
三・四年度の古文書解説中級講座、及び五年  
度の古文書解説同好会の成果でもあります。



著者の宮本愚翁（愚翁は号、通称は亥三二、  
一八三九〜一九〇三）は、著明な心学者であ  
った中村徳水の四男として、広島に生まれま  
した。心学という学問は、江戸時代、京都の  
町人石田梅岩（二六八五〜一七四四）によつ  
て始められた庶民教学で、庶民を集めて例え  
話などを交えながら平易に封建道徳を聴衆に  
訴え、広く上層武家にまで受け入れられまし  
た。

愚翁は几帳面な性格で、亡くなる直前まで  
小型の冊子に細かな文字で日記を書き付けま  
した。さらに、晩年にそれらを整理してまと  
めたのが、今回発刊する日記抜粹（慶応四年  
六月〜明治十三年八月）です。愚翁は、維新  
直後広島藩に登用され、同志の心学者と藩内  
を巡回して各地で心学講話を開き、民衆の教  
化に当たりました。廃藩置県後は一時広島県  
の租税課に勤務しましたが、その後退職し、  
旧藩士の秩禄奉還後の資産を保護する目的で  
設立された金融会社、共済社の設立に当たり、  
その業務拡張と経営に力を尽くしました。そ  
の経緯についてもこの日記から知ることがで  
きます。

明治初年は体制や社会の大きな変革期でし  
たが、新聞を除けば意外と資料が少なく、愚

翁の日記抜粹は、当時の時代性を窺うことの  
できる貴重な資料といえましょう。文明開化  
に関する記事だけでも、散髪、種痘、牛肉煮、  
太陽暦、礼服、大嘗祭、人力車など枚挙に暇  
がありません。

なお、「恩ほうし」は、愚翁が広島藩に提  
出した建白書や、広島藩在職中に行った口演  
などを収録したもので、愚翁の思想を知ること  
のできる資料です。

（研究員 西村 晃）

### 古文書解説入門講座のお知らせ

平成七年も古文書解説入門講座を開催し  
ます。六月から十一月まで毎月第二・四  
土曜日、合計二回。場所は広島県情報  
プラザ。定員八〇名。お問い合わせは県  
立文書館（〇八二―二四五一―八四四四）  
まで。

### 文書展のお知らせ

七〜八月に、太平洋戦争終結五〇年を記  
念して、「地域における戦時体制」とい  
うテーマで、町村役場文書と写真によつ  
て展示を行います。

## 安田女子大学の「古文書学実習」

県立文書館では、安田女子大学の要請により、平成四年から毎年「古文書学実習」を受け入れている。六年度の実習は七月十二日に行われ、博物館学芸員資格認定過程を受講する六四名の女子学生が来館した。当文書館の空気は、一度に華やいだ若々しいものになった。

さて、「古文書学実習」は、次のようなスケジュールで行い、研究員が交代で指導に当たった。

- ・ 文書館の館内案内 四〇分
- ・ 文書館学概論 六〇分
- ・ 古文書の収集・整理保存 四五分
- ・ 行政文書の収集と公開 三五分
- ・ 文書館業務の実際（班別） 七〇分

- ① 近代文書の整理と紹介
- ② 行政文書の整理と紹介

- ③ 修復した古文書・保存備品の紹介

実習に参加した学生のレポートには、文書館の業務に共感している内容のものが多く、頼もしい気持ちになった。そこで、学生の一人に実習後の感想を寄せていただいた。

（研究員 松井輝昭）

### 実習を終えて

日本文学科 高安紀子

この実習を通し、一番感じたことは、文書に愛情を持って接しなければならぬということだ。

文書館の主な仕事は、文書の収集・整理・保存だが、その中には文書に対する様々な配慮がされていた。特に保存に関しては、多くの工夫、配慮がされていた。

古文書の保存で大切なことは、汚損・劣化

からの防御といえる。そのため、保存の際には、ダンボール箱は金具・のりを使用していないものを使い、封筒なども中性紙のものを使ったりと入れ物に関することだけでも、数多くの工夫がされている。その他にも、書庫は、カビなどの防止のために、湿度・温度は一定に保たれ、年に一回燻蒸くんじょうされる。

また、保存に関連し、被災資料の救済・修復の役割もあり、今日では、水に濡れた古文書を救済するための「真空凍結乾燥法」といった進んだ技術もあるそうだ。

このように、資料を大切に扱い、被災資料も救済することは、資料を後世に残す重要な働きといえ、文書に愛情を持つことにもつながるだろう。

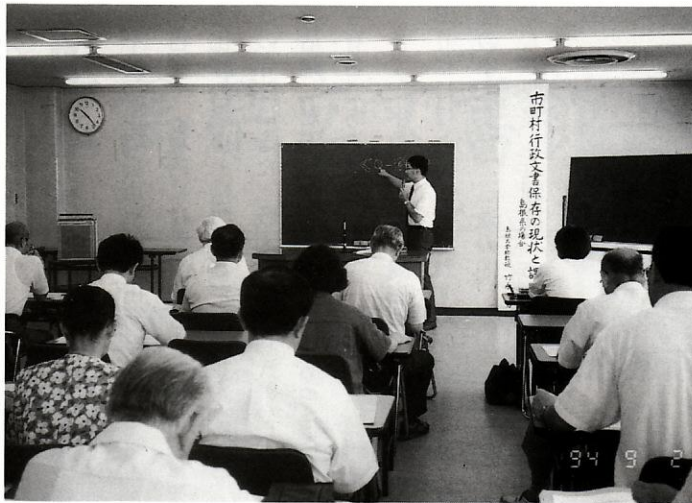
過去の記録から学ぶことは多く、過去の記録遺産を後世まで残していくことは、後世の人にとっても、現在の人にとっても大切なことであり、そのためにも資料に対して愛情を持って接しなければならぬと感じた。



## 市町村行政文書の保存にむけて

行政文書・古文書保存管理講習会より

県立文書館が主催する行政文書・古文書保存管理講習会が、去る九月二日に開催されました。平成五年度までは文書館のある広島市中区の広島県情報プラザで開催していた同講習会ですが、今後は広島市以外にも適宜開催地を求めることとし、六年度は福山市中央公



民館が会場となりました。

講習会は、午前が全体会の講演、午後が行政文書分科会と古文書分科会にそれぞれ分かれ、次のような講習や事例報告が行われました。

〔全体講演〕

「市町村行政文書保存の現状と課題」

島根大学助教 竹永三男

〔行政文書分科会〕

「ファイリングシステムを考える」

コクヨ株式会社 池田 宏

「東城町の文書管理システムについて」

東城町企画室長 高藤幸盛

〔古文書分科会〕

「古文書の段階的整理」

県立文書館 長沢 洋

「古文書保存の実際」

県立文書館 松井輝昭

当日は、記録的な猛暑に加えて渇水のため冷房も充分ではなく、いささかつらい講習会になりましたが、全体で七三名の方が参加されました。

午前の講演では、竹永三男先生が、島根県下で一九九〇年に行ったアンケートを基にした、さらに北海道や茨城県など他の県の事

例も紹介され、市町村の行政文書が残されにくい原因は何か、行政文書にはどのような価値があるか、行政文書を残すためには何が必要か、等について具体的に論じられました。

行政文書の持つ価値を、歴史学を研究する立場と、行政を執行する立場の二側面から考察された中で、文書を「情報資源」として生かすべきであるとの主張が印象的でした。

行政文書分科会の池田宏氏の講義では、ファイリングシステムの考え方について、豊富なスライドを使用しながらお話をいただきました。歴史的に価値のある非現用の公文書を残すべきであるという主張が、文書館関係者の間ではよく聞かれますが、実を言えば、その前提として現用文書の効率的・合理的な管理がなくてはなりません。歴史的な文書の保存を組織的に実現するためにも、現用文書の管理システムには今まで以上に注意が払われるべきだと考えます。

平成七年度の講習会開催地は広島市を予定していますが、広島市以外での開催もまた企画したいと思います。講習会に参加された方の、文書の保存と管理に対する理解が少しでも深められれば幸いです。

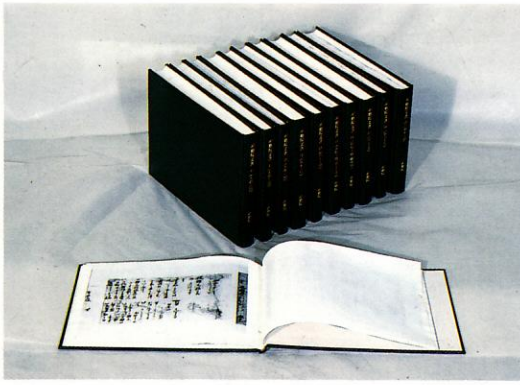
(研究員 長沢 洋)

〈古文書の収集と公開〉

## 不動院文書の所在調査とマイクロ化

不動院は広島市東区牛田新町にある真言宗の古刹で、境内には国宝の金堂、国指定重要文化財の鐘楼・楼門などが立ち並んでいる。この寺院はまた、戦国大名毛利氏の使僧として活躍した安国寺恵瓊<sup>えけい</sup>が住職であったことでも有名である。

さて、不動院文書の調査は、県史編さんのおりにはほとんど行われず、県指定重要文化財の中世文書二三通の他、僅かの文書をフィルムで収集した程度である。県立文書館が開



不動院文書の写真版

館してからしばらくして、不動院の奥様麻生由紀さんが来られたので、江戸時代以降の文書についても調査できるようにお願いした。その後、御住職（麻生照胤氏）の御許可が得られ、平成三年の春から不動院文書の調査を開始した。

「新山安国寺歴史函」という、不動院の重書箱から目録を採り始めた。また、文書の中には、目録の番号に照合できるように中性紙の付箋を入れていった。箱ごとの所在目録を完成したあと、これをマイクロ化する計画を立てた。それで、御住職に改めて撮影のお願いをしたところ、幸いにも御承諾をいただくことができた。

所在目録に従って順次文書を借用し、中性紙の封筒詰めを行うとともに、その順番に撮影を進めた。マイクロ化したものは、さらに紙焼・製本を行った。製本した不動院文書の複製は七三冊にもなるが、現在その目録を鋭意作成中である。この複製目録が完成すると、公開という手はずになる。

不動院文書の複製が公開されれば、広島藩主福島氏や浅野氏の信仰、芸備における山伏の支配を始めとして、多くの新しい知見が得られることであろう。（研究員 松井輝昭）

## 利用案内

### ■開館時間

\*月～金曜日 9時～17時

\*土曜日 9時～12時

### ■休館日

\*日曜日、国民の祝日及び振替休日

\*年末年始（12月28日～1月4日）

\*交通 JR広島駅よりバス（広島港行き）又は路面電車（紙屋町経由宇品行き）

いずれも、広電本社前下車徒歩7分

広島県情報プラザ2F



## 広島県立文書館だより 第五号

平成七年三月二十五日発行

編集発行 広島県立文書館

広島市中区千田町三丁目七―四七

電話 082-245-8444

印刷 文化印刷株式会社